

2026 年 9 月 30 日

外国人技能実習機構
理事長 大谷 晃大 様

日本労働組合総連合会
会長 芳野 友子

外国人技能実習制度（育成就労制度）の適正な実施および 技能実習生（育成就労外国人）保護に関する要請

我が国の在留外国人数は 2025 年末時点で過去最高の約 412 万人となり、そのうち「技能実習」「特定技能」の在留資格で働く外国人労働者は約 85 万人まで増加しています。一方、両制度においては、人権侵害行為や労働関係諸法令などの法令違反が 7 割を超えています。ビジネスと人権の観点からも、労働者の国籍にかかわらず一人ひとりの人権が守られ、安心して安全に就労できる労働環境の確保が不可欠であり、その実現に向け、外国人労働者の受入企業に対し、適正な雇用管理・在留管理が行われるよう指導・監督等を一層進めていく必要があります。

2024 年の改正入管法では、技能実習生に対する労働関係法令違反等の低減や制度の適正な運用に資する、技能実習制度の見直しによる人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度の創設や、特定技能制度の適正化などの外国人労働者保護の強化などが盛り込まれました。

来年 4 月に施行される育成就労制度、および特定技能制度について、制度の改正趣旨を十分周知し、適正に運用することで、安心・安全な就労環境・生活環境を整備するとともに、労働者の技術・知識を高め、その能力を十分に発揮し活躍できるよう、以下のとおり意見申し上げます。

記

1. 外国人労働者の受入れ企業や関係機関（監理団体、監理支援機関等）に対し、労働法や入管法等の関係法令の周知と理解促進をはかるとともに、人権尊重に対する意識醸成に向け取り組むこと。
2. 技能実習生および育成就労外国人の賃金について、実地検査等の機会などで外国人労働者の報酬の額が日本人の従事する場合の報酬の額と同等以上であることの確認を徹底すること。また、育成就労外国人が送出機関に支払った費用について、報酬月額 of 2 か月分を超過していないことを確実に確認すること。
3. 日本で生活し仕事をするうえで日本語によるコミュニケーション能力が重要であることを踏まえ、育成就労制度で追加された段階的な日本語要件の達成に向けて、監理団体・監理支援機関および実施者が確実に取り組んでいることを確認すること。

4. 都道府県労働局等との相互連携を積極的にはかり、監理団体・監理支援機関や実施者への定期的な実地検査を徹底するとともに、認定計画の履行状況や、適正な職場環境と労働条件確保について確認すること。また、是正が必要な場合は、適切に指導するとともに、改善報告の確認を行うこと。
5. 技能実習制度・育成就労制度で働く外国人労働者保護の観点から、機構の体制を強化するとともに、機構の職員に対する労働関係法令・出入国管理関係法令等の研修を徹底すること。また、人員確保や人材育成のための予算確保について制度所管省庁に対し要望すること。
6. 技能実習生・育成就労外国人および特定技能外国人への相談支援において、メールやSNSなど、多様な相談・援助体制を強化するとともに、相談対応者の労働法・入管法・税法等の関係法令や各種制度に関する知見・専門性を高めること。また、各国語による相談・申告等の受け付け窓口等が活用されるよう、外国人労働者や支援者等に対し広く周知するとともに、関係機関や自治体等との連携を強化すること。
7. 育成就労制度の施行に向け、制度の趣旨や関係法令・運用要領等の周知・広報を行うとともに、監理支援機関や実施者が十分な育成・支援体制の整備および適正な制度運営を促進すること。また、分野別運用方針で定めた日本語能力水準や上乘せ基準等について、実地検査の際に適正な運用が行われているか確認すること。なお、改正法施行前に、育成就労制度および特定技能制度の受入れ分野の安易な拡大や基準の緩和がなされないようにすること。

以 上